

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び南魚沼地域振興局において縦覧に供する。

平成24年4月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 申請のあった年月日

平成24年3月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アースロア

3 代表者の氏名

覺張 雄介

4 主たる事務所の所在地

南魚沼郡湯沢町土樽 178 番地 2 - 229

5 定款に記載された目的

この法人は、農業を通じて地域の振興を図るため、就農支援やグリーンツーリズムの体験プログラムの開発を行うとともに、地場産品の商品化など地域農業の6次産業化を進めるための提案や実践のためのネットワークを構築することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) まちづくりの推進を図る活動

(2) 環境の保全を図る活動

(3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(4) 社会教育の推進を図る活動

(5) 経済活動の活性化を図る活動

(6) 災害救援活動

(7) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(8) 子どもの健全育成を図る活動

(9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動